



山形県公報

令和7年11月7日（金）
第654号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…1099
- 山形県指定有形民俗文化財の指定……………（県民文化芸術振興課）… 同
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………（水産振興課）…1100
- 公共測量の実施の通知……………（農村計画課）…1101
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………（最上総合支庁農村整備課）… 同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）… 同

公 告

- 指定管理者の募集……………（多文化共生・国際交流推進課）…1102
- 指定管理者の募集……………（産業創造振興課）…1103
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業振興・経営支援課）…1104
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………（農業経営・所得向上推進課）… 同

告 示

山形県告示第778号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	定 員	指定年月日
株式会社クレアス 東田川郡庄内町余目字館之内73 番地の20	就労継続支援B型 T o d o s 酒田市大宮町四丁目4番15 号	就労継続支援(B 型)	20名	令和 7. 11. 1

山形県告示第779号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第26条第1項の規定により、山形県指定有形民俗文化財として次のとおり指定する。

令和7年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所
大宮のコヤバ（産屋）	1 棟	個人	埼玉県さいたま市北区

山形県告示第 780 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 3 項の規定により、次のとおり第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

令和 7 年 11 月 7 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名 称 赤川漁業協同組合

ロ 所在地 鶴岡市本町三丁目 3 番 20 号

(2) 漁業権の免許番号

内共第 15 号、内共第 16 号及び内共第 17 号

(3) 変更の内容

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 次の表の左欄に掲げる水産動植物について、中欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる区域内でなければならない。

水産動植物の種類	漁 具 ・ 漁 法	区 域
あゆ	ルアー釣り（リールを用いないもの）	全区域
	ルアー釣り（リールを用いるものを含む）	大山川（八沢川）

第 5 条の表及び第 9 条第 1 項の表中「友釣り」を「友釣り、ルアー釣り」に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

令和 7 年 7 月 23 日

2 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名 称 最北中部漁業協同組合

ロ 所在地 新庄市若葉町 17 番 15 号

(2) 漁業権の免許番号

内共第 12 号

(3) 変更の内容

第 3 条第 4 項中「及びがら掛け（掛け釣り）」を「、がら掛け（掛け釣り）及びルアー釣り」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号「及びがら掛け（掛け釣り）」を「、がら掛け（掛け釣り）及びルアー釣り」に改め、同号の表中「がら掛け（掛け釣り）」を「がら掛け（掛け釣り）、ルアー釣り」に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

令和 8 年 4 月 1 日

3 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名 称 小国町漁業協同組合

ロ 所在地 西置賜郡小国町大字岩井沢 836 番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第 24 号

(3) 変更の内容

第 8 条第 1 項中「500 円を」を「1,000 円を」に改め、同項の表中「4,500 円」を「5,000 円（女性は 1 年 4,000 円）」に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

令和 8 年 4 月 1 日

山形県告示第781号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年11月 7 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
最上郡金山町大字金山地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和 7 年10月31日から令和 8 年 3 月27日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第782号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営赤坂東地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年11月 7 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧に供する場所
新庄市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和 7 年11月10日から同年12月 8 日まで
- 4 その他
 - (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第783号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年11月 7 日から同月21日まで縦覧に供する。

令和 7 年11月 7 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東村山郡中山町大字長崎字三千刈8489番 1 から 同 字中山39番 1 まで	旧	18.3 メートル } 10.7	215 メートル
同 上	新	71.5 メートル } 20.7	同 上

公 告

山形県国際交流センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県国際交流センター
- (2) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル2階

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和7年11月7日（金）から同年12月12日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時30分から午後5時30分まで
- (2) 配布場所 山形県みらい企画創造部多文化共生・国際交流推進課（山形県パスポートセンター） 郵便番号 990-8580 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル2階 電話番号023(647)2566
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和7年11月28日（金）から同年12月12日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後5時30分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県国際交流センター条例（平成12年10月県条例第67号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県国際交流センター条例施行規則（平成12年12月県規則第130号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県産業創造支援センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県産業創造支援センター
- (2) 所在地 山形市松栄一丁目3番8号

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和7年11月7日（金）から同年12月12日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県産業労働部産業創造振興課スタートアップ推進室 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2708

なお、山形県のホームページからも入手することができます。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和7年12月5日（金）から同月12日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県産業創造支援センター条例施行規則（平成11年5月県規則第58号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び鶴岡市役所において令和8年3月9日まで縦覧に供する。

令和7年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

S-MALL（エスモール）
鶴岡市錦町2番21号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社庄交コーポレーション	鶴岡市錦町2番60号	近 藤 司

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- （変更前）縦覧に供する届出書のとおり
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

4 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

5 届出年月日

令和7年10月20日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年3月9日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和7年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東置賜郡高畠町大字下和田字泉古屋南3086番	田	4,074
東置賜郡高畠町大字下和田字泉古屋南3091番	田	1,074

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年4月	10年	411,840円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和7年11月21日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

ホ 意見の趣旨及びその理由

ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

令和7年11月7日印刷
令和7年11月7日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県